

入札公告

令和８年度 県単独農業農村整備事業 資材単価調査業務委託について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の６の規定により下記のとおり公告します。

令和８年１０月１日

奈良県知事 山下 真

記

第１ 競争入札に付する事項

- １ 業務名 令和８年度 県単独農業農村整備事業 資材単価調査業務委託
- ２ 業務概要 単価調査 一式、特別単価調査 一式
- ３ 履行期間 契約日から令和９年３月２６日(金)まで

第２ 入札方法

- １ 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して行います。
(「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」
<https://www.pref.nara.lg.jp/n159/26215.html> から確認できます。)
- ２ 郵便による入札は、認めておりません。
- ３ その他詳細は、入札説明書によります。

第３ 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる１から８までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- １ 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成７年１２月奈良告示第４２５号)による競争入札参加資格者で、次に該当する登録区分で登録している者であること。
大分類：Ｑ 役務の提供
中分類：４ 検査・分析・調査業務
小分類：③ 調査分析業務
- ２ 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ３ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。

- 4 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- 5 公共事業(国又は地方公共団体の行う公共的な土木工事)の積算に係る材料単位あたりの価格調査に関する業務について、平成28年4月1日から公告日までに完了した、元請実績を有する者であること。
- 6 配置予定管理技術者が、平成28年4月1日以降、公告日までに完了した5の業務について、管理技術者、照査技術者又は担当技術者としての実績を有すること。
- 7 配置予定管理技術者が以下の(1)から(5)のいずれかの資格又は経験を有する者であること。
 - (1)技術士「総合技術監理部門(建設)又は建設部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - (2)技術士「総合技術監理部門(上下水道)又は上下水道部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - (3)技術士「総合技術監理部門(農業－農業土木あるいは農業農村工学)又は農業部門(農業土木あるいは農業農村工学)」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - (4)RCCM技術士「建設部門」又は「上下水道」の選択科目と同等の専門技術部門、あるいは専門技術部門「農業土木」
 - (5)公共事業の積算に係る材料の単位あたりの価格調査に関する業務における管理技術者、照査技術者又は担当技術者としての経験年数が10年以上の者
- 8 配置予定管理技術者は、直接的な雇用関係にある者とし、入札参加資格確認書類の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4(2)で示す書類を奈良県 食農部 農村振興課 検査管理・農村地域づくり係(第6の1で示す場所)に提出しなければなりません。

第5 入札日程

- 1 入札説明会の日時及び場所
入札説明会は実施しません。
- 2 競争入札参加資格確認申請
令和8年10月14日(水)12時まで
- 3 入札書の提出(電子入札システムへの入力のみ)
令和8年10月27日(火)17時まで
- 4 開札(電子入札システムによる開札)

令和8年10月28日(水)11時から

5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県 食農部 農村振興課 検査管理・農村地域づくり係

電話番号(直通)：0742-27-7614

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：0570-021-777

(平日：午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Email：sys-e-cydeenasphehelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第7 その他

1 入札保証金

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5に相当する額の入札保証金を納付するものとします。指定する期日までに指定する方法により納付してください。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者）のいずれかに該当する者であるときは、免除します。入札保証金の免除を希望する者は、競争入札参加資格確認申請とあわせ、第5の2で示す期日までに、入札保証金免除申請書を奈良県食農部農村振興課検査管理・農村地域づくり係（第6の1で示す場所）に提出しなければなりません。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード(以下「ICカード」という)等を不正に使用して行った入札

(4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札

- (5)入札及び契約締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された入札
- (6)事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7)コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1)落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。
- (2)暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3)落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4)落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5)(3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6)この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。))に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7)この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。))において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について、3の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」

と読み替えるものとします。

5 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び特記仕様書によります。